

公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る郡山市事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）の施行に伴う土地の先買い制度の事務に関する必要な事項を定め、もって法の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(届出)

第2条 法第4条第1項の届出（以下「届出」という。）は、土地有償譲渡届出書（様式1。以下「届出書」という。）を提出する。

2 前項の届出書には、次号に掲げる図面を添付する。

- (1) 位置図（土地の位置を明らかにした5万分の1以上のもの）
- (2) 周辺状況図（土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上のもの）
- (3) 登記所備え付けの地図又は公図
- (4) 実測図（分筆を伴う場合）

(申出)

第3条 法第5条第1項の申出（以下「申出」という。）は、土地買取り希望申出書（様式2。以下「申出書」という。）を提出する。

2 前項の申出書には、次号に掲げる図面を添付する。

- (1) 位置図（土地の位置を明らかにした5万分の1以上のもの）
- (2) 周辺状況図（土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上のもの）
- (3) 登記所備え付けの地図又は公図
- (4) 実測図（分筆を伴う場合）

(受理)

第4条 市長は、届出書又は申出書（以下「届出書等」という。）の提出があったときは、当該届出書等に記載不備、誤記載、添付書類等の不備がないとき、又は補正可能な軽微なものと認められるときは、その場において補正を行わせたいうで、当該届出書等を受理する。なお、代理人による届出又は申出（以下「届出等」という。）があった場合の訂正は、代理権の範囲であることを確認したうで行うことができる。

2 市長は、届出書等を受理したときは、当該届出等をした者（以下「届出者等」という。）に対し受領書（様式3）を交付する。ただし、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「国土法」という。）第27条の4第1項（同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出（以下「国土法の届出」という。）で、法第4条第3項の規定により法に基づく届出とみなされるものであるときの受領書の交付は、国土法の手続によって行うものとする。

3 市長は、届出書等を受理したときは、届出・申出台帳（様式4）を作成するものとする。

(土地取得計画書)

第5条 法に基づく土地の買い取りを希望する地方公共団体等（法第2条第2項の地方公共団体等をいう。以下同じ。）は、前年度の2月末日までに、当該年度における土地取得計画書（様式5。以下「計画書」という。）を市長に提出する。

2 前項の計画書には、次号に掲げる図面を添付する。

(1) 位置図（土地の位置を明らかにした5万分の1以上のもの）

(2) 周辺状況図（土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上のもの）

(3) 区域図（土地の範囲を明らかにした2万5千分の1以上のもの）

3 第1項の計画書を提出した地方公共団体等は、土地取得計画を変更したときは、遅滞なく市長に対し、土地取得計画変更計画書（様式5。以下「変更計画書」という。）を提出する。

（市長の調整）

第6条 市長は、前条の計画書等により、各地方公共団体等の土地取得計画の調整に努める。

（買取り協議団体の決定）

第7条 市長は、届出書等があったときは、地方公共団体等の計画書等により当該土地の買取り希望の有無を確かめ、法第6条第1項の規定により、買取り協議団体を決定する。

2 市長は、前項の場合において必要と認めるときは、当該地方公共団体等の意見を求めることができる。

（買取り協議団体決定等の通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定により買取り協議団体を決定したときは、その旨を届出者等及び当該地方公共団体等に当該届出等があった日から起算して3週間以内に通知するものとする。

2 市長は、地方公共団体等が当該届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかになったときは、遅滞なくその旨を届出者等に通知するものとする。この場合において、当該届出が国土法の届出であるときは、国土法第27条の4第3項の規定に基づく譲渡の制限が解除されるものではないことを付記するものとする。

3 第1項の通知は、買取り協議団体決定通知書（様式6）により、第2項の買取り協議団体が無い旨の通知は、通知書（様式7）により行うものとする。

（買取りの協議）

第9条 前条第1項の通知をうけた地方公共団体等は、速やかに届出者等と当該届出等に係る土地の買取りについて協議するものとする。なお、国土法第27条の4第3項に規定する期間中に協議を打ち切るときは、同条に基づく譲渡の制限が解除されるものではないことを明示するものとする。

（協議結果報告書）

第10条 地方公共団体等は、前条の協議が成立したとき又は成立しないことが明らかになったときは、遅滞なく市長に対し、協議結果報告書（様式8）により、協議結果を報告する。

附 則

この要領は、平成9年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

経過措置

2 この要領の施行の際、現にあるこの要領による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

土地有償譲渡届出書

年 月 日

郡山市長様

譲り渡そうとする者	住所	〒 電話()
	氏名	

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記により、届け出ます。
記

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住所	〒
	氏名	

2 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 m ²	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の 氏名及び住所

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の 概要	延べ 面積 m ²	当該工作物の 所有者の氏名 及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の 氏名及び住所

4 譲渡予定価額に関する事項

	土 地	建築物その他の工作物	合 計
譲 渡 予 定 価 額	円	円	円

5 その他参考となるべき事項

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、土地登記簿に登録された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を、「地積」の欄に()書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 当該土地が公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号から第5号までのいずれに該当するかが明らかな場合には、「その他参考となるべき事項」の項にその内容を記載すること。

土地買取り希望申出書

平成 年 月 日

郡山市長様

申出をする者	住所	〒	電話()
	氏名		

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、下記により、申し出ます。

記

1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 m ²	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の 氏名及び住所

2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の 概要	延べ 面積 m ²	当該工作物の 所有者の氏名 及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の 氏名及び住所

3 買取り希望価額

	土 地	建築物その他の工作物	合 計
買 取 り 希 望 価 額	円	円	円

4 その他参考となるべき事項

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を、「地積」の欄に()書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 申し出をする者、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

[様式3] (第4条関係)

整理番号

受領書

下記の土地につき、公有地の拡大の推進に関する法律（第4条第1項・第5条第1項）の規定に基づく（届出書・申出書）は、平成 年 月 日付けで受理しました。

平成 年 月 日

様

郡山市長

記

1. (届出・申出)に係る土地の所在及び地番

郡山市

2. (届出・申出)に係る土地の面積

m²

(注 意 事 項)

郡山市長から買取協議団体の有無について通知があるまで(受理から3週間を経過するまでの間に通知がないときは、その時まで)の間は、買取協議団体以外の者に譲り渡さないでください。

(届出・申出)台帳

整理番号		届出者 又は 申出者の 住所・氏名		
区分	届出・申出			
受理年月日				
届出地 又は 申出地	所 在	地 目	面 積 (㎡)	
区分	市街化区域・調整区域・他	(計 筆)	合 計	
届出価格・ 申出価格		建物その他 補償費		
買取協議 団体の名称		買 取 目 的		
通知年月日				
契約年月日		建物その他 補償費		
土地の 買取価格	円 (@ 円)	事 業 区 分	直轄・補助・単独・公団・他	
備 考				

[様式4-2] (第4条関係)

平成 年度 公拡法(届出・申出)一覧

整理 番号	届出 申出	受 理 年月日	届出者/申出者の住所	届出者/申出者の 氏名	届出地/申出地	地域 区分	地目 (現況)	面積(m ²)		単価 (円)/m ²	届出/申出 価格(円)	買取価格 (円)	備考
								届出/申出面積	買取面積				
							合計面積			価格合計			

[様式5] (第5条関係)

担当部局

土地取得(変更)計画書

	区域の個所	面積			目的	区域の形態	附属工作物の範囲	その他参考事項
		計画	最小	最大				
		m ²	m ²	m ²				

買取り協議団体決定通知書

公有地の拡大の推進に関する法律（第4条第1項・第5条第1項）の規定に基づき（届出・申出）のありました下記の土地につき、同法第6条第1項規定に基づき買取り協議を行うことを通知します。

平成 年 月 日

（届出人・申出人） 様

郡山市長

記

- （届出・申出）受理年月日
- （届出・申出）に係る土地の所在及び地番
- （届出・申出）に係る土地の面積
- 買取り協議を行う地方公共団体の名称
- 買取り目的

（注意事項）

この通知があった日から3週間を経過する日（その期間内に土地の買取りの協議が成立しないことが明らかになった時は、その時）までの間は、買取り協議団体以外の者に譲り渡さないください。

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は、郡山市長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

通 知 書

公有地の拡大の推進に関する法律（第4条第1項・第5条第1項）の規定に基づき（届出・申出）のあった下記の土地につき、同法6条第1項に規定する土地の買取りを希望する地方公共団体等がないので通知します。

また、この通知のあった日（この通知のあった日が届出書を受理した日から起算して3週間を経過したときは、その日）の翌日から起算して1年間は、同法に基づく届出をしないで、当該土地の譲渡を行うことができるので申し添えます。

なお、本市では「郡山市暴力団排除条例」に基づき、市民や関係団体等との連携による暴力団の排除に取り組んでいることから、今後の取引等に際しては、これらの取組に御配慮と御協力をお願いします。

平成 年 月 日

様

郡山市長

記

1. (届出・申出) 受理年月日
2. (届出・申出) に係る土地の所在及び地番
3. (届出・申出) に係る土地の面積

協議結果報告書

平成 年 月 日付けで(届出・申出)のあった土地に係る買取りの協議の結果については、下記のとおりです。

記

届出(申出)人	住所					
	氏名					
区分	成立	平成 年 月 日				
	不成立	平成 年 月 日				
成立	土地の所在及び地番	地目	地積(m ²)	買取り価格(円)		
	建物及び工作物の内容	単位	価格(円)	買取り価格(円)		
	事業別区分 (いずれかに○)	直轄事業	補助事業	地方単独事業	公団事業	その他
不成立	(理由)					

※事業別区分は、買取りの目的とされた事業の施行者及び予算の執行様式(予定を含む)を基準として区分すること。(土地開発公社が土地のみを取得する場合も同様)

その他の欄には、直轄事業、補助事業、地方単独事業、公団事業のいずれかにもあてはまらないもの(例:土地開発公社の造成事業、事業施行者が未定の事業等)について記入すること。

平成 年 月 日

郡 山 市 長
